

## 一般排水基準（法）

### (1) 有害物質に係る排水基準

#### 7 排出水の基準

水質汚濁防止法第3条第1項及び排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号別表第1）関連  
イ 特定地下浸透水の基準

水質汚濁防止法第12条の3 及び環境大臣が定める検定方法（平成元年環境庁告示第39号別表）関連

有害物質の種類	ア 排出水の許容限度 (mg/L) ※1	イ 特定地下浸透水の許容限度 ※2	
		(参考) 定量限界(mg/L)	
(1)カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 0.03		カドミウムとして 0.001
(2)シアン化合物	シアンとして 1		シアンとして 0.1
(3)有機燐化合物(ハチオノ、メルハチオノ、メルジメトノ及び EPN に限 る。)	1		0.1
(4)鉛及びその化合物	鉛として 0.1		鉛として 0.005
(5)六価クロム化合物	六価クロムとして 0.2 ※3		六価クロムとして 0.01
(6)砒素及びその化合物	砒素として 0.1(備考2)		砒素として 0.005
(7)水銀及びアルキル水銀その他 の水銀化合物	水銀として 0.005		水銀として 0.0005
アルキル水銀化合物	検出されないこと(備考1)		アルキル水銀として 0.0005
(8)ポリ塩化ビフェニル	0.003		0.0005
(9)トリクロロエチレン	0.1		0.002
(10)テトラクロロエチレン	0.1		0.0005
(11)ジクロロメタン	0.2		0.002
(12)四塩化炭素	0.02		0.0002
(13)1,2-ジクロロエタン	0.04		0.0004
(14)1,1-ジクロロエチレン	1		0.002
(15)1,2-ジクロロエチレン	—		シス体にあっては 0.004 トランス体にあっては 0.004
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4		—
(16)1,1,1-トリクロロエタン	3		0.0005
(17)1,1,2-トリクロロエタン	0.06		0.0006
(18)1,3-ジクロロプロパン	0.02		0.0002
(19)チウラム	0.06		0.0006
(20)シマジン	0.03		0.0003
(21)チオベンカルブ	0.2		0.002
(22)ベンゼン	0.1		0.001
(23)セレン及びその化合物	セレンとして 0.1		セレンとして 0.002
(24)ほう素及びその化合物	海域以外 10 ※3 海域 230 ※3		0.2
(25)ふつ素及びその化合物	海域以外 8 ※3 海域 15 ※3		0.2
(26)アンモニア、アンモニウム化 合物、亜硝酸化合物及び硝酸化 合物	アンモニア性窒素×0.4+亜 硝酸性窒素+硝酸性窒素と して 100 ※3		アンモニア性窒素 0.7 亜硝酸性窒素 0.2 硝酸性窒素 0.2

	(ア) 排出水の許容限度 (mg/L) ※1	(イ) 特定地下浸透水の許容限度 ※2	
		(参考) 定量限界(mg/L)	
(27)塩化ビニルモノマー	—	検出されないこと	0.0002
(28)1,4-ジオキサン	0.5	(備考 1)	0.005

備考 1 「検出されないこと。」とは、排水基準を定める省令第 2 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合、又は水質汚濁防止法施行規則第 6 条の 2 の規定に基づく環境大臣が定める検定方法に基づき特定地下浸透水を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

2 硫素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 49 年政令第 363 号）の施行の際現に湧出している温泉（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。

※1 排出水とは、特定事業場から公共用水域に排出される水（雨水を含む。）のことをいう。

※2 特定地下浸透水とは、有害物質を製造、使用、処理する特定施設（有害物質使用特定施設）に係わる水を、地下に浸透する水（非意図的に浸透してしまう場合を含む。）のことをいう。

※3 一部の業種の排出水の許容限度については、別に掲げる暫定排水基準とする。

## (2) 一般項目（有害物質以外の項目）に係る排水基準

水質汚濁防止法第 3 条第 1 項及び排水基準を定める省令（昭和 46 年総理府令第 35 号別表第 2）関連

	排出水の許容限度 (mg/L)
(1) 水素イオン濃度 (pH) (備考 3,4)	5.8 以上 8.6 以下 (海域以外に排出されるもの)
	5.0 以上 9.0 以下 (海域に排出されるもの)
(2) 生物化学的酸素要求量 (備考 5)	160 (日間平均 120)
(3) 化学的酸素要求量 (備考 5)	160 (日間平均 120)
(4) 浮遊物質量	200 (日間平均 150)
(5) ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5
(6) ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30
(7) フェノール類含有量	5
(8) 銅含有量 (備考 4)	3
(9) 亜鉛含有量 (備考 4)	2 ※1
(10) 溶解性鉄含有量 (備考 3,4)	10
(11) 溶解性マンガン含有量 (備考 4)	10
(12) クロム含有量 (備考 4)	2
(13) 大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	日間平均 3,000
※令和 7 年 4 月 1 日より、大腸菌数 (CFU/ml)	※令和 7 年 4 月 1 日より、日間平均 800CFU/ml

	排出水の許容限度 (mg/L)
(14) 窒素含有量 (備考 6)	120 (日間平均 60) ※2
(15) 磷含有量 (備考 7)	16 (日間平均 8) ※2

備考 1 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

- 2 この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が 50m<sup>3</sup>以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
- 3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共に存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。
- 4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際、現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。
- 5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
- 6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が 1L につき 9,000mg を超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。  
(湖沼：小曲ダム貯水池、境浦ダム貯水池、時雨ダム貯水池、乳房ダム貯水池 海域：東京湾)
- 7 磷含有量についての排水基準は、磷が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。  
(湖沼：小曲ダム貯水池、境浦ダム貯水池、時雨ダム貯水池、乳房ダム貯水池、村山下ダム貯水池（多摩湖）、村山上ダム貯水池（多摩湖）、小河内ダム貯水池（奥多摩湖）、連珠ダム貯水池 海域：東京湾)

※1 一部の業種の亜鉛含有量の排水基準については、別に掲げる暫定排水基準とする。

※2 一部の業種の窒素含有量、磷含有量の排水基準については、別に掲げる暫定排水基準とする。

※3 排水基準を定める省令別表第二の備考 6 及び 7 の規定に基づく窒素含有量又は磷含有量についての排水基準に係る湖沼

昭和 60 年 5 月 30 日環境庁告示第 27 号（最終改定 平成 12 年 12 月 14 日環境庁告示第 78 号）

※4 排水基準を定める省令別表第二の備考 6 及び 7 の規定に基づく窒素含有量又は磷含有量についての排水基準に係る海域

平成 5 年 8 月 27 日環境庁告示第 67 号（最終改定 平成 12 年 12 月 14 日環境庁告示第 78 号）